

(特定計量器の検定の標準処理期間)

## 計量法

(検定等をすべき期限)

第一百六十条 経済産業大臣、都道府県知事、日本電気計器検定所又は指定検定機関は、検定、変成器付電気計器検査、装置検査若しくは基準器検査又は第七十六条第一項、第八十一条第一項若しくは第八十九条第一項の承認の申請があったときは、経済産業省令で定める期間以内に合格若しくは不合格の処分又は承認若しくは不承認の処分をしなければならない。

## 特定計量器検定検査規則

(検定等及び型式の承認をすべき期限)

第七十一条 法第一百六十条第一項の経済産業省令で定める期間は、次に掲げるとおりとする。

一 検定（タクシーメーターにあつては、第三条第八項に規定する証票の付されたものにあつては、装置検査の申請後その証票に付された期日までの期間）

イ 型式承認表示の付された特定計量器（令第十二条に掲げる特定計量器であつて型式承認表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過していないものに限る。） 二十日

ロ 変成器付電気計器検査の申請をしているものであつて、型式承認表示の付された電気計器（型式承認表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過したものにあつては、修理済表示が付され、かつ、当該表示が付されてから第十八条に規定する期間を経過していないものに限る。）

(1) 当該電気計器の変成器の検査を検定所において実施するもの 三十日

(2) 当該電気計器の変成器の検査を変成器の所在の場所において実施するもの 五十日

(3) 法第七十三条第二項ただし書の書面が提出されたもの 二十日

ハ イ又はロに掲げるもの以外のもの

(1) 機械式はかり（ばね式指示はかりを除く。）、分銅、おもり、ガラス製温度計、皮革面積計、量器用尺付タンク、密度浮ひょう、酒精度浮ひょう及び浮ひょう型比重計 二十日

(2) 前号に掲げるもの以外のもの 八十日